

## サービスの利用料金

入居者の要支援・要介護度に応じて、サービス利用料金から介護保険給付額を除いた自己負担額(1割～3割負担)と、食事、居住費等に係る自己負担額の合計をお支払いいただきます。サービス利用料金は、要支援・要介護度に応じた下記の料金表となります。また介護保険給付以外についてはご入居者の全額自己負担となります。

### 【利用料金表】

#### ●31日利用した場合の料金総合金額

単位:円

要介護状態区分	1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	130,762	157,985	185,210
要介護1	132,232	160,928	189,620
要介護2	133,488	163,438	193,386
要介護3	134,349	165,156	195,968
要介護4	134,924	166,308	197,692
要介護5	135,533	167,527	199,520

※上記以外に、入居開始より30日間のみ初期加算として1日30円合計900円お支払い頂きます。(入居日によっては、月と月をまたぐことがあります。ご了承下さい。)

#### (1)介護保険内の加算内容

##### ①医療連携加算(Ⅰ)ハ:

- ・事業所の職員として看護師を1名以上確保している場合
- ・24時間連絡出来る体制を確保している場合
- ・重度化した場合の対応に係わる指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族に対して当該指針の内容を説明し、同意を得ている場合

②認知症ケア加算(Ⅱ):認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入居者の割合が50%以上となり、認知症介護に関わる専門的研修を修了した者を厚生労働省の定める基準で配置し、自術的指導に関わる会議を定期的で開催する体制が整い、更に、認知症介護の指導に関わる専門的研修を修了した者を1名以上配置し、認知症ケアの指導を実施すると共に、当該事業所における研修計画を作成し、研修をする体制が整った場合。

③サービス体制加算:当該事業所の介護従事者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上配置され厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合

④処遇改善加算:(基本費用額+①+②+③)×利用日数×11.1%

⑤介護職員等特定処遇改善加算:(基本費用額+①+②+③)×利用日数×2.3%

⑥介護職員等ベースアップ等支援加算:(基本費用額+①+②+③)×利用日数×2.3%

⑦2割、3割負担の場合は、介護保険内の金額分が1割負担の2倍、3倍となります。

#### (2)介護保険給付対象外サービス(日常生活に係る費用)

※下記は、介護保険給付の対象外です。実費をお支払下さい。

種 類	内 容	
家賃	1日当たり 900 円	(広い部屋 1日当たり 1,200 円)
食材費	1日当たり 1,240 円	(朝、昼、夕食+水分補給時のお茶菓子等)
管理費	1日当たり 1,100 円	光熱水費等
日用品費	1日当たり 100 円	シャンプー類、ティッシュペーパー等々
入居一時金	100,000 円	入居時にお預かりし、退所時に修繕費等控除後返金いたします。
おむつ代	実費負担	
理容代		

※入居一時金は、入居中に物を破損した場合や畳の部屋を利用し退所の際、交換が必要とされた場合に使用させていただきます。預かり金ではありませんのでご了承下さい。

- ①上記の金額は、自己負担が2割、3割でも1割負担と変わらない金額となります。
- ②希望に応じて居住スペースの広い部屋の用意があります。(1日+300円)
- ③電気用品持込使用料 **1製品 500円/1箇所**(複数持ち込む際は電気製品ごとに料金が発生します。)
- ④入院治療が必要となり、ご本人又はご家族が退院後もホーム再入居を希望する場合は、入院期間中の**家賃と管理費**を収受します。
- ⑤上記以外に、医療費(診察料、薬代等)や健康診断等の料金が必要となります。

### (3)利用料金支払いについて

- ①当事業所ではサービス利用料金の請求書および明細書を、**毎月 20 日**までに入居者又はご家族、入居代理人が指定する送付先に郵送いたします。
- ②お支払いの方法は、指定口座(別紙)への振込となります。
- ③**毎月 30 日**までに請求書に記載してある金額をお振込みください。